

京都府外で受診された 妊婦・産婦健康診査費用の助成について

里帰り出産などにより京都府外の医療機関等で妊婦・産婦健康診査を受診され、健診費用を自己負担していただいた方には、申請により本市が定める公費負担額を上限に助成（償還払い）します。

1. 助成の内容

- 助成の対象となるのは、京都府外の医療機関等で受診され、健診費用を自己負担していただいた妊婦・産婦健康診査です。
- 助成できるのは、それぞれの受診券に記載の検査項目の費用で、支払われた額と舞鶴市が定める公費負担額のいずれか少ない方の金額となります。

2. 手続きに必要なもの

(1) 受診したことが記載された受診券

※受診医療機関等に別紙『妊婦・産婦健康診査受診券の記載について（お願い）』をお渡しのうえ、受診日や医療機関名・健診結果等を記入してもらってください。

※産婦健康診査については、受診前に受診券（裏面）の『こころの健康チェック』に記入して、受診医療機関等にお渡してください。

(2) 自己負担していただいた妊婦・産婦健診の領収書と医療費明細書

(3) 印鑑

(4) 振込口座のわかるもの（通帳等）

3. 手続きの方法

- 上記2の書類をご持参のうえ、舞鶴市保健センター（余部下1167番地 中総合会館2階）で妊婦・産婦健康診査費助成交付申請をしてください。
- 申請期限は、出産後1年以内です。なお、舞鶴市から転出される場合は、転出前に手続きしてください。

4. その他

- お支払いは、申請月の翌月の下旬となります。

《お問い合わせ先》

舞鶴市保健センター（健康づくり課）

〒625-0087 舞鶴市余部下1167番地

☎0773-65-0065